令和5年3月17日 第12481号

山長公民	<b>司</b>	目次
	山 県	【公告】
		・ ○ 肥料の登録
目次	担当課(室)	○ 肥料の登録の有効期間の更新
		○ 肥料の登録の変更
【規則】		○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧
○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部	医療推進課	〇 土地改良事業の工事完了
を改正する規則		○ 基本測量の実施
〇 美容師法施行細則の一部を改正する規則	生活衛生課	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
〇 理容師法施行細則の一部を改正する規則	"	の完了
〇 調理師法施行細則の一部を改正する規則	"	
〇 漁船法施行細則の一部を改正する規則	水産課	
(以上県例規集登載)		
【訓令】		
〇 岡山県職員被服等貸与規程の一部改正	人事課	
(県例規集登載)		〇 公共施設に係る開発行為に関する工事の
【告示】		完了
○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の	経営支援課	〇 一般競争入札の実施
一部改正		【議会】
(県例規集登載)		○ 岡山県議会の保有する個人情報の保護に
〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課	関する条例施行規程
の更新		(県例規集登載)
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	"	【人事委員会】
に係る事項の変更		○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改
○ 道路の区域変更	道路整備課	正する規則
〇 道路の供用開始	IJ	(県例規集登載)

令和5年3月17日 第12481号

1. 1 = 1 = 24 = 1 1									- 1		•
(県例規集登載)	に関する条例施行規則の一部を改正する規	個人番号等の利用及び特定個人情報の提供	ための番号の利用等に関する法律に基づく	〇 行政手続における特定の個人を識別する	【正誤】	(県例規集登載)	する規則	位置及び所管区に関する規則の一部を改正	〇 交番その他の派出所及び駐在所の名称、	【公安委員会】	目次
				デジタル推進課					地域課		担当課(室)
											目次
											担当課(室)

# ◎岡山県規則第十四号

.山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和五年三月十七日

太

のように改正する。岡山県看護学生奨 0) 一部を次

「第二十一条第二項第

「第二十四条第二項第一号」に

改める。 第八条第一項第三号中

0)

この規則は、 **附 則** 令和五年四 月 か

令和五年三月十七日 美容師法施行細則の一部 の**岡山県規則第十五号** 一部を改正する規則を次のように定める。

原 木

太

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、同条の美容師法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第七号)の美容師法施行細則の一部を改正する規則 岡山県知事 次に次の一条を加える。一部を次のように改正する。

(その他)

第四条 第六条を削る。 この規則に定めるも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほか、 必要な事項は、 知事が別に定める。

この規則は、令和五年四月 梯式第一号から様式第十一 号までを削る。

月 日から施行する。

令和五年三月十七日理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。◎岡山県規則第十六号

原

木

太

理容師法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第三十一号)理容師法施行細則の一部を改正する規則 岡山県知事 伊

第三条及び第四条を削 第五条を第三条とし、 同条の次に の一部を次のように改正す 0 条を加える。

第四条 (その他) この規則に定めるも  $\mathcal{O}$ ほ 必要な事項は、 知事が別に定める。

第六条を削る。

この規則は、令和五年四月一日から施行中附 則 令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月十七日○岡山県規則第十七号

原 木

太

る。 調理師法施行細則調理師法施行細 ( (昭和三十四年岡山県規則第四十一号) 細則の一部を改正する規則 岡山県知事 伊 の一部を次のように改正す

第六条中 に改める。

第七条中 「様式第七号の」を「知事が別に定める」「様式第六号の」を「知事が別に定める」「様式第五号の」を「知事が別に定める」「様式第四号の」を「知事が別に定める」 に改める。

第八条中

様式第一 様式第七号までを削る。

この規則: は、則 令和五年四月 一日から施行する。

# 漁船法施行細則の◎岡山県規則第十八

船法施行細則 部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十

伊 原 木

太

第三条を削り、 漁船法施行細則(昭和二十九年岡山県規則第二十七号)の 第四条を第三条とする。 一部を次のように改正する

第五条及び第六条を削る

「様式第七号による認定通知書」を「知事が別に定める通知書」第七条第二項中「様式第六号による」を「知事が別に定める」 に改め、

第八条を第五条とする。

知書」に改め、同条を第六条とする。第九条第一項第二号中「第七条第四 項」を「第四条第四項」に、 「認定通知書」

第十条第一項中「様式第八号による検認届出書」を

第十一条中「様式第九号による」を 同条を第七条とする。 「知事が別に定める」 「知事が別に定める届出 に改め、

第十二条中 「様式第十号による」を 「知事が 別に定める」 に改め、 同 条を第九条とす

十条とする。 第十三条第一 項中 「様式第十 一号による」 を 「知事が 別に 定める」 改 同 条を第

とする。 第十四条中 「様式第十二号による」を「知事が別に定める」 に改め、 同条を第十一条

本則に次の一条を加える。

(その他)

第十二条 様式第一号から様式十二条 この規則の 第十二号までを削る。 施行に関し必要な事項 知事が別に定め

この規則は、 **則** 令和五年四 月 から施行する。

改正する。岡山県職員被服等貸与規程 (昭和四 +年岡 山県訓令第十四号) 出庁  $\mathcal{O}$ 一部を次のように機 関

令和五年三月十七日

岡山県知

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中務に従事する者の項中「保健福祉課又は」を削る。別表第一の保健福祉課又は保健所に勤務し、細菌4 細菌検査その他衛生上の試験、[県知事 伊原木 隆 検 査  $\overline{\mathcal{O}}$ 

₩

この訓令は、 **附** 則 令和五年四月 日から施行する。

# ◎岡山県告示第百十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。 令和五年三月十七日

山県知事

伊原木

隆

太

別表第十一号中「影響下における」を「影響を受け,」に改め、「返済資金」の次に「(融資の対象者が4の場合を除く。)」を加える。

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。(施行期日)

2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第十一号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄4に該当するものに限る。)であって、令和五年三月三十一 日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

#### 岡山県公報 令和5年3月17日 第12481号

# ◎岡山県告示第百十九号

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和五年三月十七日

指定を更新した医療機関

こころの健康 こうやまクリニック

所 在

津山市河辺九三一—八

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和五年三月十一日 更新年月日

# ◎岡山県告示第百二十号

について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

令和五年三月十七日

指定に係る事項を変更した医療機関

護ステーション 看護小規模多機能ホームかおり訪問看 看護小規模多機能ホームかおり訪問看

護ステーション

医療機関の所在地

医療機関の名称

変更事項

瀬戸内市邑久町福谷二〇六―一

瀬戸内市邑久町福谷二一四―一

令和五年三月一日

変更年月日

令和五年三月一日

看護小規模多機能ホームかおり 訪問看護ステーションかおり

訪問看護ステーション

岡 Щ 県

知 事 伊 原

木

隆 太

道路の区域 路 線 名

道路の種類

江与味上河内線県道

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を◎岡山県告示第百二十一号 のとおり変更する。

に供する。その関係図面は、 山県土木部道路整備課において告示 0 日から二十日 間 般 の縦

令和五年三月十七

一般国道

岡山県知事

伊

原 木

隆

太

路の種類 四二九号

道 路の 区域

久米郡: 久米郡美咲町里字河 久米郡美咲町南字前五五 美咲 区 町里字河 原 原 田 田 兀 兀 番 九 九 四地先まで 番 域 地先か 地先 カ 別別旧 旧 新 <u>ک</u> 匹• 心 員 延 <u>ک</u> 二七〇• 二七〇・  $\vdash$ ル

	久米郡美咲町南字前五五一番四地先まで

一 五 八 五	四 五 八 · 一	IĦ	一地先まで 人米郡美咲町江与味字宮マへ四四一一番 り、米郡美咲町江与味字保木田四二八二番
一五八・五	・二十・一	新	一地先まで 人米郡美咲町江与味字宮マへ四四一一番 地先から 人米郡美咲町江与味字保木田四二八二番
(メートル) 長	(メートル)	別新旧	区域

に供する。
その関係図面は、岡次のとおり開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を◎岡山県告示第百二十二号

岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般 の縦覧

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊 原 木

隆

太

県道	道 一 般 国	種 道 路 類 の
内線 味上河	四二九号	路 線 名
先まで  大米郡美咲町江与味字宮外ら	久米郡美咲町南字前五五一久米郡美咲町里字河原田四	区
江与味字宮マへ四四一一番一地	五五一番四地先まで原田四九番一地先から	間
	月十七日 令和五年三	年 伊 月 開 日 始

令和五年三月十七日 岡 Щ 県 知 事 伊 原 木

〔一二一〕肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
号 第 岡 一 山 八 四 県	配合肥料	配合肥料 8 3 1 号	加里全量一	六四一 · · · · 〇〇〇	規格のとおり 制限事項は公定 量及びその他の 大のもの 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 大のもの。 たのもの。 との。	岡山県真庭市草加部一四六三番地有限会社アグミック	令和四年四月十八日
号 第 岡 一 山 八 五 県	化 成 肥 料	有機入り6666	室 素 全 量 の 水溶性が と 量 の ル酸 全 量 の 水溶性が と 量 の 水溶性が 単 単 の ま 全 量 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一五六六五六六 	規格のとおり 電及びその他の は公定 を有き成分の最大	東京都千代田区麹町一丁目一〇番地エムシー・ファーティコム株式会社	令和四年五月三十日
号 第 一 一 八 六 県	副産肥料	副産肥料5号	く溶性苦土 内水溶性加里 一人溶性りん酸 く溶性の人酸	七二三一八	規格のとおり 制限事項は公定 量及びその他の 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの 大のもの	岡山県備前市浦伊部一一八四番地の二八米田産業株式会社	令和四年六月三日
号 第一 一 八七 県	副産石灰肥料	粒状石灰肥料	アルカリ分四	五 · ○	規格のとおり 電及びその他の は公定 は公定	岡山県岡山市南区植松四八七番地会社	令和四年六月十五日
号 第 岡 山 八八 県	副産動植物質肥料	醗酵廃液乾燥複合肥料	内水溶性加里 : 室 素 全 量	八 八 一 〇 〇 五	量及びその他の 含有を許される	石川県金沢市本町二丁目一番三号プライムシステム株式会社	令和五年一月十二日

隆

太

規格のとおり制限事項は公定

第六六一号 山 県 第九四 第九五 第九四日 岡 第八六四号 第五一号 登録番号 Щ Ш Ш Щ Ш 一号 一 号 二号 県 県 県 県 の粉末 大豆油かす及びそ 混合石灰肥料 混合石灰肥料 混合石灰肥料 料 炭酸カルシウム肥 岩灰 肥料の種類 7. 5 5 灰肥料 アヅミンセルカ 粒状苦土混合石灰肥料 うらべ粒状苦土入混合石 5 肥 0 抽出大豆油 0消石灰 0炭酸カルシウム 料  $\mathcal{O}$ 名 粕 ア くア ア くア < り ア 溶ル 溶 ル 溶 ル ル ル 里 保証成分量 性 力 性 力 性 力 酸 力 力 全 全 苦 IJ 苦 苦 IJ IJ IJ IJ 量 量 量 土 分 土 分 土 分 分 分 % 六五. 兀 兀 四八・〇 五. 一 六 三 七.0 七.0 -0 七 八 五.  $\hat{\circ}$  $\dot{\circ}$  $\dot{\circ}$  $\dot{\circ}$ とおり その他の制限事 有害成分の最大 含有を許される 規格のとおり 量及びその他の 有害成分の最大 含有を許される 有害成分の最大 含有を許される 該当なし 該当なし 制限事項は公定 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり 制限事項は公定 量及びその他の 項は公定規格の その他の規格 広島県福山市新浜町 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三 卜部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号 卜部産業株式会社 かきがら工業協同組合 足立石灰工業株式会社 加藤製油株式会社 岡山県新見市足立三八九三番 大阪府大阪市此花区梅町二丁 岡 山県真庭市宮地二二五二番 生産業者の氏名又は名称及び住所 石灰工業株式会社 一丁目 五番一五号 目 番一六 令和五年一月二十七日 令和四年七月十一日 令和四年六月二十四日 令和四年八月六日 令和四年六月二十日 -和五年一月十一日 更 新 年 月

〔一二二〕肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、 次の肥料の登録の有効期間を更新した。

岡山県

知事

伊原

木

隆

太

令和五年三月十七日

	- Mr		D 6% 50	Arte III	Mr. III	Mr. Intl
岡	号 第 岡	号 第 岡	号 第 岡 一 〇 山	第 岡 九 九 九	第 九 七 一 号 県	第九六四号 岡山県
山県	一 〇 八 県	一 〇 四 県	〇 一 二 県	九 山 八 号 県	七 山 一 号 県	六 山 四 号 県
なたね油かす及び	混合石灰肥料	料 炭 酸 カ ル	混合石灰肥料	混合石灰肥料	産	料加工家きんふん肥
油か	灰肥	ルシ	灰肥	灰肥	産石 灰肥料	ふき ん
? す 及	料	シウム	料	料	料	ふん
		肥				
粒状なたね油かす	エコ	苦土石灰G	苦 土 セ ル	石灰肥料	石 灰 肥 料	加工家きんふん肥料
なた	コライム	石灰	セル	肥 ベ 料 天	肥料	家 き
ね 油	A	G L	カフミン30	然粒		んふ
かす			ミン	次 混		ん 肥
			0	台 苦 +		科
室	<u></u> ア	く可ア	可 ア	工 可 ア	ア	 加 り 窒
素	ル	溶溶ル	溶ル	溶 ル	ル	里ん素
全	カ リ	性 性 カ 苦 苦 リ	性 カ 苦 リ	性 カ 苦 リ	カ リ	酸 全 全
量	分	土土分	土分	土分	分	量量量
五	六 五	一 一 五 ○ 五 五	一三八	一 四 〇 七	四 五.	- = =
五。	·	0 0 0	0 0	0 0	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
該当なし	規制量有含格限及害有	と 項 は の 他	規制量有含格限及害有	規制量有含格限及害有	規制量有含格限及害有	規制量有含格限及害有
なし	の 事 び 成 を と 項 そ 分 許	定の	規格のとおり割限事項は公定量及びその他の	規格のとおり制限事項は公定量及びその他の最大での他の最大	規格のとおり常を育を許される	規格のとおり制限事項は公定量及びその他の有害成分の最大
	おは のの 最大 される	規 制 格 限	お は の の 最 大 る れ る	り 公 他 最 れ	おい の の 最大 る た る れ る	お は の の さ り 公 他 最 れ
右		の事				
有限会	山木	山 木	広 卜 島 部 甩 産	広 ト 島 部 胆 産	島き	岡山県岡山市北区日本有機株式会社
社ア	新業見株	新業見株	福業山株	福業山株	がら 工	岡機山株
会社アグミック	.果新見市井倉一二五ー一	県新見市井倉一二五ー工業株式会社	県福山市新浜町一座業株式会社	県福山市新浜町一丁目五番一五号産業株式会社	島県呉市倉橋町七〇七一番地の三きがら工業協同組合	[市式
ック	倉 社	倉社	浜 社 町	浜 社 町	町 同七 組	区社下
	五五	三五	丁	丁	O 合 七	石 井
	<u> </u>	<u> </u>	丁目五番一五号	目 五	一 一 一	一
			番 一 一	番	地 の	目三
			五 号	九 号	=	山県岡山市北区下石井二丁目三番八号本有機株式会社
会			<b></b>		<b></b>	
令和五年一月十二日	令和四年七月二十九日	令和四年四月二十八日	令和四年十一月八日	令和四年五月十八日	令和四年十二月十九日	令和四年七月十二日
年一	年 七	年 四	年 十	年 五	年 十	年七
月十二	月 <u></u>	月 <u>二</u>	一 月	月 十 十	二月	月十
日	十 九	十八.	八 日	八 日	十九二	日日
	П	П			П	

号 第 岡一 .	号 第 岡	号 第 岡一 .	号 第 岡	号 第 岡一 ,	号 第 岡	号 5
一 山 五 〇 県	一 山 四 八 県	一 山 四 七 県	一 四 六 県	一 山 四 五 県	一 山 三 八 県	-
消石灰	蒸製毛紛	混合有機質肥料	消石灰	混合有機質肥料	混合有機質肥料	3 8 7
7 0 0 消石灰	フェザーミール	カイスター	7 0 0 消石灰	サージンS	土壤元	
アル	窒	加り窒	アル	り 窒	加り窒	加!
カリ	素全	里 ん 酸 全 全 全	カリ	ん 素 酸 全	里 ん 素 酸 全 全	里會全
分	量	量 量 量	分	量 量	量 量 量	量量
七〇・〇		一三六 · · · ·	七〇・〇	三 五 · · ○ ○	- = = 0 0 0	- <u>-</u>
該当なし	とおり では公定規格の をの他の制限事	含有を許される 含有を許される 量及びその他の 最大での他の は公定	該当なし	含有を許される 含有を許される 量及びその他の 最大での他の 規格のとおり	君有を許される 君事項は公定 制限事項は公定 規格のとおり	
○号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号株式会社ウェルファムフーズ	鳥取県境港市昭和町七番地三株式会社錦海化成	奈良県大和郡山市発志院町三七八番地南星産業株式会社	東京都中央区日本橋二丁目一六番七号アスカバイオ株式会社	岡山県岡山市北区下石井二丁目三番八号日本有機株式会社	岡山県事房市官力音一四プ三番地
令和四年十二月二十六日	令和四年七月十一日	令和四年六月一日	令和四年四月二十五日	令和四年四月十三日	令和四年三月三日	

号 第 岡	号 第 岡	登
一 四 八 県	一 二 七 県	最番号
蒸製毛粉	料工家きんふん肥	肥料の種類
フェザーミール	<b>醗酵鶏糞</b>	肥料の名称
生産業者の住所	生産業者の名称	変更事項
東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	有限会社新宮ファーム	変更前
東京都千代田区九段南一丁目六番五号	有限会社藤橋家ひよこファーム	変更後

〔一二三〕肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。 令和五年三月十七日

岡山県知

原木

隆

太

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算しにより県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。〔一二四〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定

令和五年三月十七

岡山県知事

伊 原 木

太

縦覧に供する書類用吉・豊岡地区 縦覧の期間 換地計画書

玉野市役所総覧の場所 七日 から同年四月七日まで

兀

により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。〔一二五〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第一項の規定 令和五年三月十七日

児島湾土地改良区 北七区支線75号北七区支線6号 岡山県知事 かんがい排水 IJ 伊 原 

 令和五・
 二

 令和五・
 二

IJ

令和五年三月十七日土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。「一二六〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、

岡山県知事 伊 原

太

県内	測
全域	量
	区
	域
情 基報 本	測
) 修正)   修正)	量
子国土基	の
基本図(	種
地図	類
六 令 年 和	測
7年三月三十	量
	期
おら令和	間

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一二七〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和五年三月十七日

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市真壁字八神四〇二―四開発区域又は工区に含まれる地域  $\mathcal{O}$ 

許可を受けた者の住所及び氏名

井戸 遥香 井戸 一直哉 おれ 一一コンフォ ル

K

許可年月日及び許可番号

三

令和五年二月二十一日岡山県指令建指第四七二号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一二八〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和五年三月十七日

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市北溝手字新田二三八――開発区域又は工区に含まれる地域

許可を受けた者の住所及び氏名

許可年月日及び許可番号長谷川優花長谷川拓磨

三

令和五年一月十八日岡山県指令建指第四一四号

令和五年三月十七日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一二九〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

の名称岡山県知事 伊 原 木

太

総社市福井字重安一二九―七開発区域又は工区に含まれる地域

竹内 大雅総社市真壁――二七エスペランサ総社二〇二許可を受けた者の住所及び氏名

令和五年一月二十四日岡山県指令建指第四二五号許可年月日及び許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一三○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和五年三月十七日

9名称 岡山県知事 伊 原 木

太

総社市井手字袋ノ東二二〇―三開発区域又は工区に含まれる地域

許可を受けた者の住所及び氏名

臼井 悠貴 総社市総社三丁目一二―四〇ブリアン Н

Μ

B棟二〇五

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五五号許可年月日及び許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一三一〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木

太

総社市井手字袋ノ東二二一―四、二二七―一二、二二開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名 二二七—1二、二二七—1三

総社市中央四丁目一六―一〇九ソル語でできょう

コリーヌ二〇一

槓溝 琢也

三

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五六号許可年月日及び許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔一三二〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 咚

太

三九〇—五、

三

都窪郡早島町前潟字六ノ割三九〇一二、開発区域又は工区に含まれる地域の名称 三九〇一三、三九〇一四、

九二一三、三九二一四

更気のニースでニー・ニューン (一) 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

代表取締役 村田 省三アートチャイルドケア株式会社東京都品川区東品川一丁目三―一〇

許可年月日及び許可番号

三

令和五年一月十日岡山県指令建指第四一〇号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 [一三三] 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

令和五年三月十七日

山県知事 原 木

都窪郡早島町前潟字六ノ割三九〇一二、開発区域又は工区に含まれる地域の名称

九二一三、三九二一 应 三九〇一三、三九〇一四、 三九〇—五、

公共施設の種類

三

閲覧に供する。) 開発登録簿記載のとおり位置及び区域 (開発登録簿 山県土木部都市局建築指導課におい

て

名称及び代表者の氏名

許可を受けた者の所在地、

兀

アートチャイルドケア株式会社 東京都品川区東品川一丁目三—一〇

村 田 省三

許可年月日及び許可番号

五.

令和五年一月十日岡山県指令建指第四一〇号

# 令和 5 年 3 月 1 7 日 岡山県公報 第 1 2 4 8 1 号

百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。 札を実施する。 私を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第〔一三四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入 令和五年三月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

(1) 調達件名

令和5年度岡山県キャッシュ フス決済対応 POS レジ導入及び運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

務仕様書 入札説明書及び岡山県キャッシュレス決済対応POSレジ導入及び運用保守業 (以下「仕様書」という。) による。

(3) 契約期間

入札説明書で指定する期間

(4) 履行場所

岡山県出納局会計課の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する

2 競争入札参加資格

城市八七参川員格 次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 入札書の提出の日までに、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領 情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分がAであるこ (平成19年岡山県告示第332号。以下「入札参加資格審査要領」という。) に基づく
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当しない
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、入札参加資格審査要領 の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ °
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務 の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて く。) でないこと。 なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 いる者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが
- (6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあって 小分類:12レンタル・リース類」であり、そのランクがAである者をあらかじめ選 は、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付) 参加資格者名簿に登載されており、当該名簿の営業種目が、「大分類:9その他、
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている
- 3 競争入札参加資格申請手続

加資格の確認を受けなければならない。 この一般競争入札への参加を希望する者は、 次に掲げると 1 ろにより、競争入札参

- (1) 入札参加資格確認申請書の交付等
- P | 交付期間

## 令和 5 年 3 月 1 7 日 岡山県公報 第 1 2 4 8 1 号

という。)を除く。 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」 令和5年3月17日(金)から同月24日(金)まで(岡山県の休日を定める条例 )の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局会計課総務班 (岡山県庁2階)

電話: (086) 226-7528 (直通)

FAX: 086-221-6648

電子メールアドレス:kaikei@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県出納局会計課のホームページから(https://www.pref.okayama.jp 'soshiki/73/) からダウンロードすることもできる。

2) 入札参加資格確認申請書の受付等

## ア 受付期間

時から午後5時ま 令和5年3月17日 (金) から同月24日 (金) Ş (休日を除く。) の午前9

- イ 吸付場所
- (1) イの場所に同じ
- ウ 提出書類
- (7) 入札参加資格確認申請書
- び運用保守業務の賃貸借について入札説明書に定める書類 うとする場合にあっては、岡山県キャッシュレス決済対応POS 賃貸借する物品について2 (6) に定める第三者による貸付けを行わせよ レジ導入及
- 大口が持ている。

よるものとする。 持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」 という。

# (3) 結果通知等

県に対して、その理由について説明を求めることができる。 ついては、 しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、 であった旨を通知する。また、2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格に (1) 5(4)の提案者説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対 (2) 及び(6)の競争入札参加資格について審査し、 適合

- 4 入札説明書の交付等
- 1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間

時から午後5時まで 令和5年3月17日 (金) から同月24日 (金) ₩ \$ (休日を除く。 ) の午前9

## イ 交付場所

のホームページ (https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/) からダウンロ 郵送等での交付を行う。 子メールで連絡を行うこと。また、入札説明書については岡山県出納局会計課 ドサることも 3(1) イの場所に同じ。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、 この場合は、個別に上記3(1)イの場所に電話又は電

# (2) 入札説明会

開催しない

5 入札及び開札等

ならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会を開催し、 この一般競争入札に参加する者は、 入札書及び提案書を次のとおり提出しなければ

- 1) 開札の日時及び場所
- ア 田 郡

令和5年4月18日(火)午後3日

1 場内

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

)入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出するこ が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が 契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人

**人** 典法乳

朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限る。) をもって令和5年4月18日(火)の午後0時までに到着するよう郵送等に た配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と 本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先

(3) 入札方法

る金額を入札書に記載するこ あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当す 金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をも 書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該 って落札価格とするので、入札者は、 入札金額は、賃貸借料の総額とする。なお、落札者の決定に当たっては、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

(4) 提案書説明会

ノー・用作ロ

令和5年4月19日(水)

イ 場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 説明時間等

札した者に対して通知する。 始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもっ 提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答20分の計50分とする。開

- 6 落札者決定基準
- 入札価格に応じて、次のとおり価格評価点を与える。 価格評価点=200× (1-(入札金額×1.10) / 入札予定価格)
- 2 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目により機能評価点を与え

提案見積	評值
	価項目
提案見積	主な評価内容
5	配点

	著作権	
Ŋ	機密保護	その街
	障害時/問合せ対応	
	保守作業の方針	
	運用作業の方針	
	運用保守体制	
25	再委託	運用保守業務
	導入支援業務	
	機器構成/ネットワーク	
	ステム)	
	導入機器の基本的な性能及び操作方法(POSシ	
	\(\sigma\)	
	導入機器の基本的な性能及び操作方法(POSレ	
70	再委託	導入業務
30	セキュリティ	セキュリティ
5	業務実績	業務実績
	テスト計画	マネジメント計画書)
25	実施計画/スケジュール	実施計画(プロジェクト
25	実施体制	実施体制
	契約満了時の考え方	
Ŋ	契約要件	契約
5	基本方針	基本方針

# (3) 落札者の決定方法

落札者とする。なお、価格評価点及び機能評価点の合計得点が最も高い者が2者以 に(2)の評価項目により、価格評価点及び機能評価点の合計得点の最も高い入札者を 上あるときは、機能評価点の高い者を優先する。 入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並び

## 7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨
- 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(2)

(3)

契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

(5) 契約書の作成の要否

囲

(6) その街

詳細は、入札説明書による。

8 Summar

- cashless payment for Okayama Prefectural Government Name and quantity of the service to be procured: Introduction and operation maintenance services with POS register for
- (2) Contract period:

According to the bid explanation

(3) Fulfillment place

According to the bid explanation

(4) Time limit for tender 3:00 P M 18 April (To

3:00 P.M. 18 April (Tuesday) , 2023

(5) Contact point for the notice : 0kayama Prefectural Government

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Accounting

Japan

4-6, Uchisange,

Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

EL 086-226-7528

# 山県議会告示第二号

和五 県議会の保有 年三月十 する個・ 人情 0 保護に関する条例施行規程を次のように定める。

山県議 ■人情報保護条例∈ 啜会の保有する個− 人情報  $\mathcal{O}$ 保護に関する条例施行規程 岡山県議会議長 加

全部を改正する Ш I県議会個: 八年岡 Щ 県議会告示第三号)

0

県条例第五十 条 規程は、 九号。 畄 以下 Щ 県 議会の 保有する個 という。) 0) 施行に関 報  $\mathcal{O}$ 護に 必要な事項を定めるも 関する条例 令 和 0

(用語)

第二条 この 規程に お V て使用する用語 は、 条例 お V て使用する用 語  $\mathcal{O}$ 

(個 人識別符号)

第三条 条例第二条第二項 0 議長 が 定め る文字、 番号、 記号そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 

るも のとする

保されるよう、 た文字、 次に掲げる身体の 適切な範囲を適切な手法に 記号その 特  $\mathcal{O}$ V 0 れ カコ を特定 0 ょ ŋ 個 人を識 電子計算機の 別 することができる水 用に供するため に変換 準が

胞から採取されたデオキ シリ 核酸 (別 名 D Ν 成 す Ź

口 0 骨格及び皮膚 の色並 びに目  $\Box$ そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 位 位置 及び

0 て定まる容貌

虹彩の表面 の起伏に より 形成され でる線状 0

=発声の の声帯 0 振 動 声 門  $\mathcal{O}$ 閉 並 U に 声道  $\mathcal{O}$ 形 状及び 0

ホ の際 の姿勢及び 両腕  $\mathcal{O}$ 作 歩幅 他の 歩行

ひら又は手  $\mathcal{O}$ 甲 岩し は指  $\mathcal{O}$ 皮下  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 分岐及 び端 点 ょ て定まるそ

 $\mathcal{O}$ 

指紋又は掌紋

健康保険法 (大正十 年法律第七十号) 第三条第十 項に規定する保険者番号及

同条第十二 項に規定する被保険者等記号

船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) 第二条第十 項に規定する保険者番号及

同条第十一項に規定する被保険者等記号・

(昭和二十六年法律 第二百六十七号) 第六条第 項第一  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

五. 出入国管理及び 難民認定法 和二十六年政令第三百十 · 九 号) 第二条第五 規

(日本国政 の発行 ŧ のを 除く。 の番号 及 てド 同 第十 九 第

六 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 第四十五 条第一

- 規定する保険者番号及び加入者等記号・平
- 七 規定する保険者番号及 国家公務員共済組 び (昭和三十三年法律第百二十八号) 合員等記 号 第百十二条の二
- る保 国民 険法 号及び被保険 (昭和 三十三年法律第百九十二号) 於者記号 第百十 条  $\mathcal{O}$ 項 12
- 国民 道路交通法 年金法 (昭和三十五年法律第百五号) (昭和三十 四年法律第百四十 号) 第九十三条第一 第十四条に規定す 項第 뭉 る基礎年 0 免許 証 0
- の二第 地方公務員等共済組 項に規 定す る保 合法 険者番号及び組合員等記号・ (昭 和三十 七年法律第百五 十二号)
- コ 住民基本台帳法 (昭 和四十二年法律第 · 号) 第七条第十三号 規定する
- 十三 険者証 雇用保 の被保険者 **队法施行** 規 鴚 昭 和五十年労働省令第三号) 第十条第 項  $\mathcal{O}$ 雇 用
- 十四四 二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号 高齢者 医療の 確保に 関す Ź 法 律 ( 昭 和 五 十七 年法律第八 第百六
- 十五 び保険者番号 法 日 介護保険法 本国との平和条約に (平成三年法律第七十一号) (平成九年法 基 づ 律第百二十三号) き日 第  $\mathcal{O}$ 八条第一項第三号の 国籍を 第十二条第三項 た者等 特別 0 0 永住 被 入 国 保 者 明 証  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- 成二十五年法律第二十七号) 行政手続に おけ る特 定の 第二条第五 個 人を識 別 がするた 項 に規定す  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ る個 番号 0 利用 に 関 す 法
- (要配慮個人情報)
- 四条 条例第二条第三項の 議長が定め る記述等は、 次 E 掲げる事項 0 1 'n か
- とする記述等(本人の 病歴又は犯罪  $\mathcal{O}$ 経歴に該当するも のを除く。) とする。
- あること。 知的 障害 精神障 害 (発達障 害を含む。) その  $\mathcal{O}$ 心 身  $\mathcal{O}$
- 害者福祉 法 (昭 和 应 年法律第二百八 (十三号) 別 表
- 口 的 障害者 福祉 法 昭昭 和三十 五 年法律第三十七号) に V う 知 的 障
- 項に規定する いう精神障 害 び 発達障害を含 (発達障害者支援法 神 -障害者 福祉 に 関 掲げ (平成十六年法律第百 るも のを除 (昭 和二十五 六十 年法 七 第 百二十三号)
- 四条第 治療方法が 会生活を総 項 令で定め <u>V</u> して るも な 支援するた 、疾病そ による障害の  $\mathcal{O}$ 程度が 殊の疾病 (平成十 同 項 で 年 0 -法律第百 主務大臣 7 障 定め  $\mathcal{O}$ 日

- <u>ت</u> ح (同号にお して医師その 「健康診 れ 他医療に関連する職務に従事する者 た疾病 断 という。) 0 予防及 び早期発見  $\mathcal{O}$ ため 0 (次号に 康診 お 1  $\mathcal{O}$ て 医
- われ 健康診 たこと。 対 断等の て医師等によ に基 一づき、 り心身の状態の改善のため 又は疾病、 負傷その 他  $\mathcal{O}$ 指導又は  $\mathcal{O}$ 心 身  $\mathcal{O}$ 診療若 変 化を理 由 は 調剤
- 刑事事件に関 文は する手続が行わ 被告人と れたこと。 て、 捕、 差押 え、 勾 起そ  $\mathcal{O}$
- 五. その疑い 本人 : に 関 年法 する手続が行  $\mathcal{O}$ あ る者とし (昭和二十三年法律第百六十八号) て、 われたこと。 調査、 観護の措置 審判、 第三条第一項 保護処分その Œ 規定する 他の 年 0 又
- (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)
- 第五条 るも は、 条例第十 次 0 各号の 一条の個人 0 れ かに該当するも 利利益を害するおそれが のとする。 大きい ものとして議長が 定 8
- を保護するため 発生 1 要配 滅失若 虚個 したおそれ 人情報が含まれる保有個人情報 に必要な措置を講 、は毀損 が ある事態 (以下この Ü 条にお た  $\mathcal{O}$ いて を除 (高度な暗号化その 漏 えい 以下この · 等 \_ とい 条に 他 う。 <u>。</u> お  $\mathcal{O}$ が 人 同 · 発 生  $\mathcal{O}$ 利 利 又
- 不正に い等が 発生 利用されることにより財産的被 又は発生したおそれ が 害が あ る事 生じるおそれ がある保有個  $\mathcal{O}$
- 三 不正 発生  $\mathcal{O}$ たおそれ 目的 って行 ある事態 わ れたおそれ が あ る保有個 情 報  $\mathcal{O}$ 漏 え V 等が 発生 又
- 兀 それがあ 人情報 る本人の数が百人を超える漏え 11 等が発生し、 又 発生し な
- 8 態を知っ に必要 な範 た後、 开 当該 第 に お + 事態の 11 条本文の て、 状況 に応じ 規定に 定め る して速や による通 事項 ぐを通 か 知 に、 知 をす る場合 当該 な け 本 れ 人の ば な は、 5 な 利利益を保護 前 項各号に定め るた
- 一概要
- 漏え W 等が :発生し、 又は 発生したおそれ が あ る保有個 報の 項
- 三原因
- 四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内
- 五 その他参考となる事項
- (電磁的方法)
- 第十五条第 兀 頃に 規定する電磁的 方法は、 次に掲げる方法とする。
- 電話番号を送受信 0 ため 用 い 電磁的 記録を相 手方 使用 に係る携帯 て使

3

議長は、

報フ

ル

簿に記

す

べき事項に

変更

が

あ

0

たときは、

直

端末機器に送信する方法 他 人に て行う場合を含

- を送信する方法 他 人に委託 て行う場合を含む
- 規定 (通信 気通信 (電気通信  $\mathcal{O}$ ほ خ ئ ئ カン 事業法 その受信をする者を特定し を送信する方法 (昭 和 五.十 (他人に委託し 九年 律第八十 て情報を伝達するた て行う場合を含む。 -六号) 第二条第 めに

置 工情 報の安全管理措置

七条 条例第十六条第二項  $\mathcal{O}$ 議長が定める基準 は、 次  $\mathcal{O}$ とお りとする

- 匿名加 工情報 扱う者 の権限及び責任を 明確 定
- 基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。 \*を適切にE 匿名 加 工情報 取り  $\mathcal{O}$ 取 扱 いに関する規程類を整備 その 取扱い  $\mathcal{O}$ 況に 当該規程類に従っ 0 V 評 価 行 VI て匿  $\mathcal{O}$ 名 加 工
- 匿名加 止するために 工情報を取 心要か 扱う正当な権限を有 つ適切な措置を講ずること な い者 ょ る 匿名 加 工 情 0 取 1

(個 人情報ファ 0 作成及び 公表)

- 八条 ばならない 三項の規定に て同じ。) 議長は、 を 保有 人情報フ す 人情報 っるに至 ア ったときは、 イル アイ ル簿に掲載 (条例第十七条第二項各号に掲 直ち な 個 もの 人情 を除く。 報フ ア 1 げるも 次 ル 項及 び 第四 成 び 項 な
- する。 八情報フ ア 1 ル 簿 は、 議会が保有し T V る 個 情報 フ ア ル 通じ  $\mathcal{O}$
- 4 議長は 個 |人情 人情報フ フ 人情報 ア 正 ば た個 なら 人情報 項第一号 ラ ア 該当 ル  $\mathcal{O}$ 「するに 有 をやめ 至 たと
- 5 置き一 震は、 する方法 0 当該個 閲覧に供するとともに、 人情報フ り公 人情 報フ 表し なけ ル ア 簿を作 れ ルに ば ならな 1 成したときは 0 ・ンタ ての 1 記載を消除 ツ 0 利 しなけ 用 な そ  $\mathcal{O}$ 他 れ 0 ば 情報 務所 通 信 技術 え
- 6 十七条第 項の 長が 定める事項は、 次 ĺ 掲げる事項とする
- 条例第二条第 五. 項 第 係る 個 [人情報 フ ア 1 ル 又 は 同 項第二号に係る
- ファ ル が 五. あ 項 るときは 第 号に係る 人情報 フ ア 1 ル 0 11 九 規定する
- 条第二項第 0) 議長が定め る数 は、 人とする
- 8 条第二 議長が 定め フ ア は、 次 掲げ

- 用 利厚生に関する事項その 掲げる者に係る個 試 験に関する これ 報フ らに 個 準ずる事 ル 情 報 フ 0 ア 項を記録するもの 1 専らその ルを含む 人事、 (イに掲げ 給与又は `る者の
- イ 執行機関の職員又は当該職員であった者

条第二項

第一号イ

規定する者

又

は

1

掲

げる者

の被扶養者又

は

遺

口

- 条例第十 七条第二項第 号 イ に規定する者及 び 前号 又 は 口 掲 げ る者 を併
- 9 第二号に係る個人情報 規定に 条例第十七条第二項第三号の 利厚生に関する事項その他こ 録する個 よる公表に係 フ る条 フ ア ア 例 ル であ 第二条第五 ル 議長が で、 れらに準ずる事項を記録するも 0 その利用 て 定 項 める 第 目 個 一 号 的及び記録範囲が 情報 に係る個 事、 ファ イル 報フ は 酬  $\mathcal{O}$ 条例第 給与 ア 例第二条 又 -七条第 は 0 利 用 五 項 項
- (開示請求書)

及び記録範囲

0

範囲

内

であ

るも

のとする

るも  $\tilde{O}$ 条例第十 九条第一 項に 規定する開示請求書 は、 開 示請求書 (様式第

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第十条 第二条第七項に規定する個人番号カ 居所と同 であることを確認するに足りるも 入国管理に 規定する在留カー 求をする者 開示請求書、 又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類の 条例第十 基づ 行政手続に く命令の規定に 関する特例法第七条第 氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証 九条第二項、 (以下この条におい に記載されている開示請求をする者、 訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条にお K おける特定の個 日本国との 第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定に により交付 て「開示請求者等」 平和条約に基づき日 一項に規定する特別永住者証 人を識別するための番号の され K た 書 出入国管理及び難民認定法第十 <u>I</u>類で 訂正請求をする者又は利用 あ 0 本の 国 の氏名及び住所 用等に 明書 を離 開 7 示 `「開示 その 脱 求 者等 他法 た者 九 す 0  $\mathcal{O}$ 又は が り
- 掲げる書類をやむを得な 0 は 当該 開示 請 求者等が V 理 由 に 本 人で より 提示 あ ることを確 又 は 認す 提出 るた す る ことが 8 議 長 が で きな
- 2 規定に、 及び カコ 求書等を議長に 5 ず て 「開示請求等」とい 送付 げ る書類を議長に提出すれ 7 ` う。 ) をする場合には、 訂 正請求又は ば 足 利 示 請求 求者等は 以 下
- `る書類  $\mathcal{O}$ ず n を複写機に より 複写 たも

- ことを示すもの その者の住民票の写しその他その者が 日以内に作成され たも て議長が適当と認める書類であって、 前号に掲げる書類に記載された本人 開示請求等をする日前三
- 3 明する書類 : 開示請求等をする場合には、 条例第十八条第二項、 又は提出しなければならない (開示請求等をする日前三十日 第三十一条第二項又は 当該代理· 一人は、 以内に作成されたものに限る。)を議長に提 戸籍謄本、 第三十八条第二項 委任状その  $\hat{O}$ 規 定に 他その資 (格を証
- 5 4  $\mathcal{O}$ 資格を喪失したときは、 前項の規定による届出があったときは、 開示請求をした代理 一人は 直ちに、 当該開 書面でその旨を議長に届け出 示請求に係る保有 当該開 示請求 人情報 は 取り 0 なけ 開示を受け 5 れ ばな たも 5 る な 0)

(開示決定等の 通

- 第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、 次に掲げる事項とする
- 開示決定に係る保有個 人情報に ついて求めることが できる開示の実施の方法
- る開示 をする際に事務所に ける開示の実施を求める場合にあ 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所 の実施を希望する日を選択すべき旨 おける開示を実施する いっては、 条例第二十 ことができる 八条第三項 日のうち の規定による申 並 カュ ら事務所に びに事務所
- る日数及び送付に要する費用 写し の送付の方法による保有個 報の 開示を実施する場合に お け
- 兀 要する日数その他当該開示の 電子情報処理組織を使用して保有個 実施 に必必 要な事 人情 報 0 開示を実施する場合にお け る準備に

、開示決定通知書

- 条例第二十四条第 一項の書面は、 開示決定通知書 (様式第二号)
- 条例第二十四条第二項の書面 は、 開示をしない旨の決定通知書 (様式第三号) とす

、開示決定等期限延長通知

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は 示決定等期限延長通知書 (様式第四号)

とする。

(開示決定等期限特例 延長通知 書

- 第十四条 条例第二十六条第 項 の書面は、 開示決定等期 限特 例延長通知書 (様式第五
- 号)とする。

(第三者意見照会書等)

- 条例第二十七条第 のとする。 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる通知 は、 第三者意見照会書 (様式第六号)

条例第二十七条第二項の

書面

は

第三者意見照会書

(様式第七号)

三者に対 例第二十七条第一項又は第二項 当該第三者に関する情 例 第二十 七 条 第 項 又 報 は 第 0 内 ]容を通 項 0 規 知 定 11 す に るに ょ 当 た 一 0 条 て は 項 宗 規 定 す 求 に

0)

意見書は、

第三者開示

決定等意見書

- 条例第二十 七 条第 項  $\mathcal{O}$ 議長が 定め る 事 項 は 次に掲 げ る事項とする。
- $\mathcal{O}$

る保

報の

本

0

利

利

益を不当に侵害し

な

よう

に

留

意し

な

け

ば

- 意見書を提 出 する場合  $\mathcal{O}$ 出 先 及 び 提 出 期
- 例第二十七条第二項の 長 が 定 め る 事 項 は げ る
- 項各号に掲げる事項
- 条例第二十七条第二項 各号  $\mathcal{O}$ い 'n 該当す る か  $\mathcal{O}$ 別 及 び  $\mathcal{O}$
- 通知書(様式第九号)とす 条例第二十七条第三項の 書 面 は 開示 決定通知 を行 た旨の 反 意見書提 出

(電磁的 記録 0 開示方法)

- 第十六条 令であって、 ことができるものに限る。) 記録 を用いて行う必要があるものに 0 条例第二十八条第一項に規定する議長が定め 種別に応じ、 の結果を得ることができるよう 当該各号に とする。 掲げ あ 0 る方法 ては に組 議 プロ 会が み 合わさ る方法 保有す グラム これたも Ź は (電 プ 子 次 口  $\mathcal{O}$ 計 グ  $\mathcal{O}$ ラ を . う。 パする指 げ 下
- 録音テ 的記録を専用 プ、 機器によ ビデオテー り再生し プその他音声 たも  $\bar{\mathcal{O}}$ 又は  $\mathcal{O}$ 視聴 映 像が記録 又は 複写 したも され た電 交 的 記
- 前号に規定する電 の閲覧又は 交付 磁 的 記録 以外  $\mathcal{O}$ 電 磁的 記 当該電 磁 的 記 を用 出 力 た
- 的記 ては、 前項第二号の 項にお 録を電子情報処理組織 議会が保有するプ 複写 電子 情報処理組織をい て同じ。)と開示を受け したもの 規定に ファ できる。  $\mathcal{O}$ か 交付の ログラムにより行うことが か に複写させ わ (議会の使用に係る電子計算機 らず、 方法 う。)を使用 る方 る者の (プロ 当該電磁的 法に 使用に係る電子 グラ て開 んを用 記 宗を受け 開示することが 録を専用 できるも 機器に る者 計算機とを電 行う必要が (入出力装置を含 のに限る。)  $\mathcal{O}$ 容易で 使用に り 再 又は 気通 あ 電子 信 当該電磁 口 0
- 存に支障 を生ずる おそ による電 れがあると認めるときその は用 的 記 録  $\mathcal{O}$ 力 示 に あ 0 他正当な理由 写 は 長 は、 が あ るとき 的

(開示の実施の方法等の申出)

第十七条

条例第二十八条第三項の規定による申出

は、

次に掲げる事項を記載

より行わなけ による開示 求め る開示  $\mathcal{O}$ ればな 実施を求める場合にあ 方法 (開示 決定に係る保 つ て は そ 有個 の旨及び当該部分ごと 人情 報 0 部分ごとに異な 0) 開 示 る方法  $\mathcal{O}$ 

開示決定に係る保有個 その 旨及び当該 報  $\mathcal{O}$ 部 0 V て開示 0) 実施を求める場合に あ 0 7

の方法

- 三 を希望する日 事務所における開 示の 実施 を求  $\Diamond$ る場合に あ は 事 務 所に お け 示
- 几 条例第二十四条第 写し の送付の方法 項 による保有個  $\mathcal{O}$ 規定に による通 情 知 報 が  $\mathcal{O}$ あ 開 示 0 た場合に  $\mathcal{O}$ 実施を求め お 11 て、 る場合に 示請求書に記 あ 0 そ

(公文書の写しの交付に要する費用の額等)

された事項を変更し

な

71

ときは、

条例第二十八条第三項の規定に

よる申

は

するこ

とを要しない

- 八条 条例第三十条 0 議長が定め る額は、 別表に定めるとお
- 2 写しの送付に要する費用は、 郵便切手で納付しなくて は なら な
- 3 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする

(訂正請求書)

第十九条 条例第三十二条第 \_\_ 項に規定する訂正請求書は 訂正請求書 (様式第十号)

によるものとする。

(訂正決定通知書等)

条例第三十四条第一項の書面は、 訂正 決定通知書 (様式第十一号)とする。

条例第三十四条第二項の書面 は、 訂正をしない旨の決定通知書 (様式第十二号)と

する。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十一条 条例第三十五 条第二項の書面 は 訂 正 決定等期限延長通知 書 (様式第十三

号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書

第二十二条 とする。 条例 第三十六条 0 書面は、 訂 正決定等期限特例延長通知書(様式第十四号)

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十三条 条例第三十 の書面は 保有個人情報提供先  $\mathcal{O}$ 訂正決定通知書 (様式

(利用停止請求書) とする。

第二十四条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、 利用停止請求書(様

式第十六号) によるものとする

(利用停 止決定通知書等

第二十五条 条例第四十一条第一 項の書面 利用停止決定通知書 (様式第十七号)

لح

条例第 匹 十一条第二項の 書面 は、 利用停止をしない旨の決定通知書(様式第十八号)

(利用停止決定等期限 延長通知書)

第二十六条 条例第四十二条第二項の 書面 は、 用停止決定等期限 延長通. 知 (様式

十九号)

(利用停止決定等期限 特例延長通知書)

条例第四十三条の書面は 利用停止決定等期限特例延長通知書 (様式第二

十号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

条例第四十五条第二項の規定による通 知 は、 諮問をした旨の 通知書

(様式

第二十一号) により行うもの

第二十九条 条例第五十六条の 規定による施行 0) 状 況  $\mathcal{O}$ は、 山

行うものとする

(施行期日)

この規程は、 令和 五年四 月 日から施行する。

(経過措置)

2

この規程の施行

0

現に

議会が

保有

7

人情報フ

 $\mathcal{O}$ 

項の規定の適用 に 9 ては 項中 「直ちに」とあるの は、 畄 . 県議会の保有

の保 護に関する条例 施行 規程 (令和四年岡 山県議会告示第二号) 施行後遅

別 (第十八条関係)

	_	
	文書、、	公立
	図 画 マ	公文書の種類
	図画又は写真	類
D D	イ	
以外のもの乾式複写機による写し	乾式複写機による写し	写しの交付の方法
費用に相当	につき五十円のにあっては、がし、多色刷りの一枚につき十円。	金
費用に相当する額写しの作成に要する	十円では、一枚色刷りのも	額

				ı
	ž	四とい	=	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
	B S	と余く。は三の項に該当するものは三の項に該当するもの電磁的記録(二の項又	録音テープ	ビデオテープ
、 光ディスク (日本産業ハ 光ディスク (日本産業ルの光ディスクの再生装置で再生することが可能でものに限る。) に複製なものに限る。) に複製したもの	現格X○六○六及びX六	もの ものとして出力した	したもの録音カセットテープに複製	製したものビデオカセットテープに複
一枚につき五十円	一枚につき四十円	一枚につき十円	一巻につき九十円	一巻につき百十円

## 備考

額を算定する。 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として

は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの

<b>様式第1号</b> (第9条関係)		年	月	日
岡山県議会議長 殿				
	氏名 住所又は居所 〒			
	Tel ( )			
	開示請求書			
岡山県議会の保有する個人情 おり保有個人情報の開示を請す	情報の保護に関する条例第19条第1項 さします。	の規定に	より、カ	でのと
1 開示を請求する保有個人情	情報 (具体的に特定してください。)			
2 求める開示の実施方法等 ア、イ又はウのいずれかを				
「ア 事務所における開示の <実施の方法> □閲覧 □その ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	□写しの交付 他( 年 月 日			)
3 本人確認等				
□在留カード、特別永住者 書 □その他(	□法定代理人 □任意代理人 険被保険者証 民基本台帳カード(住所記載のあるもの 者証明書又は特別永住者証明書とみなさ ) 求をする場合には、住民票の写し等も深	れる外国		
い。) (ア) 本人の状況 □ □	理人又は任意代理人が請求する場合に 未成年者( 年 月 日生) [ 任意代理人委任者	のみ記載  □成年被役		ださ
(ふりがな) (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は	居所			
請求資格確認書類 🗆		也 (		)
	戸籍謄本 □登記事項証明書 □その個場 場合、次の書類を提示し、又は提出して		١,	)

請求資格確認書類 □委任状 □その他(

様式第2号(第12条第1項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1	開示する保有個人情報(	全部開示	•	部分開示	)	

2 非開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告として、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3 開示する保有個人情報の利用目的

#### 4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等
- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間:場所:

- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
- (4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

様式第3号(第12条第2項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
INVESTIGATION OF	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第4号(第13条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係 る保有個人情 報の名称等							
延長後の期間	日	(開示決定等期限	年	月	日)		
延長の理由							

様式第5号(第14条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定 (開示決定等の期限 の特例)を適用する 理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、 残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う 予定です。 年 月 日

様式第6号(第15条第1項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるとき は、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保							
有個人情報の名称							
等							
開示請求の年月日	年	月	日				
開示請求に係る保							
有個人情報に含ま							
れている に関							
する情報の内容							
意見書の提出先	岡山県議	会事務	局				
尽兄官の使出元 	〒			Tel	(	)	
意見書の提出期限	年	月	日			•	

様式第7号(第15条第2項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

### 第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるとき は、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等									
開示請求の年月日	年	月	日						
条例第27条第2項									
第1号又は第2号の	適用区分	□第	1号、	□第2号					
規定の適用区分及び	(適用理日	由)							
その理由									
開示請求に係る保有									
個人情報に含まれて									
いる に関する情									
報の内容									
<b>本日書の担け</b> 出	岡山県議会	会事務	局						
意見書の提出先	干			Ti	EL	(	)		
意見書の提出期限	年	月	日					· ·	· ·

様式第8号(第15条第3項関係)

年 月 日

岡山県議会議長 殿

氏名			
<u>ーー</u> 住所又は居所 〒			
Tel	(	)	

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出 します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

様式第9号(第15条第7項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る				
保有個人情報の				
名称等				
開示することと				
した理由				
開示決定をした	年	月	日	
日	<del>+-</del>	刀	Н	
開示を実施する	年	月		
日	<del></del>	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第10号(第19条関係)

任	Ħ	_
Щ.	$\vdash$	Π

岡山県議会議長 殿

氏名 <u></u> 住所又は居所 〒			
Tel	(	)	

訂正請求書

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情   報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 開示決定通知書の日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)

(一至山)
1 訂正請求者 □ 本人 □ 法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明
□その他(   )
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してくださ
い。 3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださ
3 本人の状況等(伝足14年人又は任息14年人が請求する場合にのみ記載してください。)
・・。) (1) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理人委任者
(ふりがな)
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
は、一次には、「は、「は、」では、「は、、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、」では、「は、、」では、「は、」では、「は、、」では、「は、、」では、「は、、」では、「は、、」では、「は、、」では、「は、、」では、「は、、」では、、」で
明小县市唯秘自然 山厂相居外 山豆心ず块皿切首 山(ツ川())
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他(

**様式第11号**(第20条第1項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

(訂正内容)
(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第12号(第20条第2項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係 る保有個人情 報の名称等	
訂正をしない こととした理 由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第13号(第21条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係 る保有個人情 報の名称等							
延長後の期間	日	(訂正決定等期限	年	月	日)		
延長の理由							

様式第14号(第22条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等							
条例第36条の規 定(訂正決定等の期 限の特例)を適用す る理由							
訂正決定等をする 期限	年	月	日				

様式第15号(第23条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

### 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護 に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、 通知します。

訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
訂正請求者の氏名	(氏名、住所等)
等保有個人情報の	
特定するための情	
報	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内	
容及び理由	(訂正理由)

様式第16号(第24条関係)

玍	月	Ħ

岡山県議会議長 殿

氏名 住所又は居所			
Tel	(	)	

### 利用停止請求書

岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保 有個人情報の開示を受 けた日	年月日
開示決定に基づき開示 を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号:   開示決定通知書の日付: 年 月 日   開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等: 
利用停止請求の趣旨及 び理由	<ul><li>(趣旨)</li><li>□第1号該当 → □利用の停止、□消去</li><li>□第2号該当 → 提供の停止</li><li>(理由)</li></ul>
1 利用停止請求者 □	本人 □法定代理人 □任意代理人

1 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
O 註子 4. 十 1 加到事格
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他(
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してくださ
ζ' <sub>o</sub>
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(1) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理人委任者
(ふりがな)
(2) 本人の氏名
(3) 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(      )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他( )

**様式第17号**(第25条第1項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等	
ときな	
利用停止請求の趣	
<b>沙</b> 田	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をす る内容及び理由	(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第18号(第25条第2項関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等	
利用停止をしない こととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対 する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山県を被告とし て、岡山地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内であっても、決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁 決)の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取 消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第19号(第26条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係 る保有個人情報の 名称等					
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年	月	日)	
延長の理由					

様式第20号(第27条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保 有個人情報の名称等							
条例第43条の規定(利 用停止決定等の期限の 特例)を適用する理由							
利用停止決定等をする 期限	年	J	<b>=</b>	日			

様式第21号(第28条関係)

 文書番号

 年月日

様

岡山県議会議長 氏名

#### 諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり岡山県議会個人情報保護審査会に諮問したので、岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保									
有個人情報の名称									
等									
審査請求に係る開									
示決定等[訂正決定									
等、利用停止決定									
等]									
	(1)	審査記	青求日						
審査請求	(2)	審査詞	青求の超	取旨					
諮問日・諮問番号		年	月	日・	諮問	号			
11111111111111111111111111111111111111		++	刀	ц	ᄪᄗᄗ	ク			

令和五年三月十七日初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。◎岡山県人事委員会規則第二十七号

吉

松

子

りょうこでで、初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年岡山県人事初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を開発を開発を開発を開発を開発しまる。 のように改正する。 (昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号) の一部を

次

この規則は、 **附 則** 第三条第二号中 「二十六年」を「三十六年」に改める。

令和五年四月一日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、◎岡山県公安委員会規則第六号 る規則を次のように定める。 位置及び所管区に関する規則の一部を改正す

令和五年三月十七日

派出所及び駐在所の名称、 位置及び所管区に関する規則岡 山 県 公 安 委 員 の一部を改

県公安委員会規則第八号) 公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則 (平成六年

三四五番地一」 に改め、同表西駐在所の項中「西駐在所」を「大和駐在所」に、「西二八五の三」を「西第五号の表紙工駐在所の項中「御津紙工二七五〇の三」を「御津紙工三五〇四番地五」

令和五年三月三十一日 この規則は、: **附 則** 公布の日から施行する。 から施行する。 第五号の表西駐在所の 項  $\mathcal{O}$ 改正規定は

条例施行規則の一部を改正する規則(岡山県規則第五十号)に誤りがあった。番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する〔三〕令和四年九月三十日付け(号外)行政手続における特定の個人を識別するための

五十三	頁・行
省令第第二十八条第一号	铝
省令第二十八条第一号	正